

令和8年6月定例会 県土整備委員会（付託）

令和8年6月25日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

出席委員

委員長	川真田琢巳
副委員長	重清 佳之
委員	山西 国朗
委員	眞貝 浩司
委員	竹内 義了
委員	岸本 淳志
委員	岡 佑樹
委員	達田 良子

委員外議員

議員	立川 了大
----	-------

議会事務局

議事課長	郡 公美
議事課主任主事	伊勢 七海
議事課主事	今田 雄大

説明者職氏名

〔県土整備部〕

県土整備部長	神原 聡
県土整備部県土強靱化担当部長	小津 慶久
県土整備部副部長	犬伏 伴都
県土整備部副部長	原田 直樹
県土整備部次長（企画担当）	谷川 健治
県土整備部次長（県土整備政策課長事務取扱）	脇谷 浩一
県土整備政策課県土強靱化推進室長	佐々木和憲
建設管理課長	鳳崎 竜一
用地対策課長	井関 仁
高規格道路課長	西岡 治彦
道路整備課長	山下 賢志
道路整備課強靱化・安全対策担当課長	石田 幸市
都市計画課長	桂野 孝
都市計画課まちづくり室長	多田 友和
住宅課長	藤本 裕幸
住宅課建築指導担当課長	濱 佳孝

営繕課長	中本 雅清
営繕課プロジェクト室長	齋藤 実
河川政策課長	披田 毅
河川整備課長	香川 忠司
砂防防災課長	明星 康信
水環境整備課長	細岡 卓也
港湾政策課長	村上 宗用
港湾政策課港湾経営担当課長	丸岡 昭彦

【報告事項】

○ 令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要について（資料 1）

川真田琢巳委員長

ただいまから県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

神原県土整備部長

1 点御報告させていただきます。

お手元に御配布の資料 1 を御覧ください。

1 点目は、令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要についてでございます。

この決算につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員による決算審査を受け、9 月定例会に提出し、決算認定特別委員会において御審議いただく予定となっております。このほど決算調製が終了いたしましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

（1）業務の状況でございます。

令和 7 年度の年間総処理水量は231万4,276 m^3 、1 日当たりおよそ6,340 m^3 でございます。

（2）収支の状況でございます。

まず、左下に記載のア、収益的収支につきましては、収入は市町の管理運営負担金や長期前受金戻入れなど 9 億5,623 万 4,601 円、支出は指定管理料や減価償却費など 9 億5,515 万 3,842 円となっており、当年度は108 万 759 円収入が支出を上回っております。

次に、右側のイ、資本的収支でございます。

収入は企業債や一般会計からの繰入金など 5 億4,717 万 163 円、支出は企業債償還金など 5 億4,717 万 163 円となっており、当年度は収入及び支出が同額であり、過不足は発生していません。

令和 7 年度の決算概要については、以上でございます。

今後とも、適正かつ効率的な経営を行い、持続可能な下水道サービスの提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項は以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

川真田琢巳委員長

以上で報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

山西国朗委員

私からは大きく 2 点、質問させていただきたいと思います。
まず、飯尾川の改修状況についてお尋ねいたします。
私の地元の石井町を流れる飯尾川はこれまでも浸水被害を繰り返してまいりました。浸水被害の解消を図るために洪水を阻害する加減堰や桧瀬橋から上流の未改修区間など、これらの区間の改修が長年の課題であります。
こうした課題を含め、飯尾川における河川改修の状況と今後の進め方について考え方を
お示しいただきたいと思います。

香川河川整備課長

ただいま山西委員より、飯尾川の河川改修の状況と今後の進め方について御質問を頂きました。
飯尾川は県内最大の内水河川であることから、これまで上下流バランスに注意し、互いに洪水を助長させないという考え方の下、順次河川改修を進め、治水安全の向上を図ってきたところであります。
現在は下流から加減堰までの区間で改修が進んでいるところですが、狭窄部となっている加減堰や麻名用水堰、桧瀬橋から麻名用水堰までの約 1.3km の未改修区間が残っており、これら課題を早期に解決する必要があると認識しております。
このため、昨年からは流域市町や土地改良区など関係者が参画する勉強会を開催し、今後の進め方につきまして議論を重ねてきた結果、本年 3 月、浸水被害要因の一体的解消に向け加減堰の撤去に並行して麻名用水堰の下流への新たな水門の整備、それから徳島市域での先行的な河道掘削、流域住民の協力による田んぼなどが有する貯水機能の活用、桧瀬橋から麻名用水堰下流までの河道拡幅の実施などの合意が得られたところでございます。
この合意に基づき、直ちに徳島市国府町芝原付近におきまして河道掘削の工事に取り掛かるとともに、先月には麻名用水堰の詳細設計に着手し、具体的な構造や工法などの検討を進めるなど、計画的にスピード感を持って取り組んでまいります。

山西国朗委員

麻名用水堰下流の改修については、この間、長らく紆余曲折がありまして、なかなかうまく前に進んでこなかった経緯があります。ここ最近、こうして皆さん方の御努力、関係市町、また地元の方々のお力添えを頂いて、前に進んできていることには、心から感謝を申し上げたいと思います。

一方で、こうした改修を進めるといっても、すぐに大きく工事が進むわけではありません。一定程度の時間は当然掛かってまいります。

近年、豪雨災害はますます激甚化、頻発化しておりまして、こうした災害リスクを少しでも軽減するために、県としてはたちまちどのような対策を講じていくのか、お示しいただきたいと思います。

香川河川整備課長

ただいま山西委員より、災害リスクが高まっているということで、今後その高まりについてどのように対策を講じていくのかという御質問でございます。

飯尾川流域におきましては浸水被害の軽減を図るべく、流域にある施設の貯水機能の効果を発揮させるため、施設管理者に御協力を頂きながら、これまでもため池や農業用水堰の事前放流を行うなど、河川管理者以外が行う流域治水に取り組んでまいりました。

今後こうした取組を強化するため、勉強会を通じまして関係者と緊密に連携を図りながら、流域一体となって浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

山西国朗委員

流域治水の考え方を盛り込みながら関係者と連携して、県としてしっかり取り組む方向性は理解いたしています。

飯尾川の今後の取組については、開会日の知事の所信表明でも決意が述べられたところではありますが、改めて県土整備部として飯尾川改修に向けての決意をお伺いしたいと思います。

小津県土整備部県土強靱化担当部長

ただいま山西委員から、飯尾川の今後の改修に向けた意気込みについて御質問を頂戴いたしました。

飯尾川の河川改修を進める上で長年の懸案でございました加減堰、それから麻名用水堰の狭窄部の解消に向けまして、これまで流城市町の皆様や土地改良区などの関係者の皆様と議論を進めてきた結果、委員からもお話がございましたように、一定の合意を得て課題解決への大きな一歩を踏み出したものと認識してございます。

この歩みを決して止めることがないよう、引き続き関係者の皆様としっかりと連携し、飯尾川流域の治水安全の向上に向けスピード感を持って全力で取り組んでまいりますので、今後とも御支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

山西国朗委員

スピード感を持って全力で取り組むという答弁であります。

私はしっかりと期待したいと思いますし、是非お願いしたいと思います。長年の懸案でもあったことから、確かに簡単に進むものではありませんが、粘り強くしっかりと前に進めていただきたいと思います。流城市町ともしっかり連携し、また地元の皆様方の合意形成も大事です。そこもしっかりと丁寧に進めていただきたいと思います。

この件については今後も委員会、本会議で引き続きしっかりと質問してまいりたいと思

いますので、またよろしく願いいたします。

続いて公共工事の入札の発注の状況についてお尋ねいたします。

事前委員会においても中東情勢の変化に伴う対応の報告が部長からあったところです。その中で建設資材の高騰に対してはスライド条項を適切に運用することとありますが、発注者のリスク軽減につながる重要な対応であると考えております。

まず本年度のスライド件数について、どういう状況になっているかお尋ねいたします。

鳳崎建設管理課長

先ほど、本年度のスライドの件数と、その内容について山西委員から御質問を頂きました。

今年度における急激な物価変動に伴います単価のスライドの適用実績につきましては、アスファルト合材やコンクリート二次製品の 2 件の件数となっております。

山西国朗委員

スライド件数は 2 件ということですが、建設資材の高騰や納期に業者さんはかなり不安があると思います。公共工事の入札にも今後、更に影響が出てくるのではないかと思います。

そこで現在の入札の不調・不落、こういった状況はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

鳳崎建設管理課長

不調・不落の現状についての御質問を頂いております。

公共工事の不調・不落につきましては、5 月末時点で 7 件ほど発生している状況でございます。半数以上は除草や伐竹といった維持修繕工事という内容になってございます。

また急激な物価高騰に伴う入札の不調・不落を未然に防ぐために、資材単価の毎月の改定や全ての資材単価を積算月から契約月に変更するという特例措置などの対策を講じてきたところでございます。

山西国朗委員

現状大きな影響はないとは思いますが、中東情勢も先行きが不透明でありますから、今後の状況はしっかりと注視していく必要があると思います。

建設業者の皆様方が安心して施工できる環境を守っていかなければならないと思いますので、具体的な今後の方針についてお尋ねしたいと思います。

鳳崎建設管理課長

今後の方針について、どう守っていくのかという御質問を頂いたと思っております。

今般の中東情勢の変化に伴う資材の高騰を受け、本年 4 月 20 日に部で特別相談窓口を開設しておりまして、受注者の方の事業の実施に対する不安解消に努めているところでございます。

これに併せ、実態把握のために 5 月と 6 月に受注者へのヒアリングを実施しております。

て、建設資材の入手の時期に一定の改善傾向が見られたものの、先行きにつきましては予断を許さない状況と認識しているところでございます。

このため、受注者の責めに帰さない事由によりまして資材の納期の遅延が発生した場合には、必要な工期を確保するよう各県土整備事務所に周知徹底を図っており、現場の不測の事態に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えているところでございます。

また、特に影響の大きい塗料用シンナーや塩化ビニル管といったナフサ由来の建設資材につきましては、流通の状況を踏まえて実際の調達価格によります設計変更を行う運用を今月22日から開始したところでございます。

今後とも受注者のリスクや不安解消に向けて流動的な価格変動や流通状況を注視するとともに、スライド条項の適切な運用と適正な工期の確保を両輪として、建設業者の皆様が安心できる環境づくりに取り組んでまいります。

山西国朗委員

よく分かりました。

中東情勢の緊迫化に伴い相談窓口の開設をはじめ各種スライド条項の適切な運用、あるいは工期の確保、受注者に寄り添った適切な対応を展開しているということでもあります。

また、ナフサ由来の建設資材についても実態に応じた設計変更を行う運用など、機動的な手を打たれているということは、スピード感のある対応という意味では率直に評価するところであります。

ただ、ここから先はどういう状況になるか、先行きを十分に見通すことができません。その都度その都度、スピード感のある対応が求められるのだらうと思います。そういう状況だからこそ、地元の建設業者が安心して施工に専念できるよう、引き続き現場の実態を的確に把握し、円滑な公共事業の執行に万全を期していただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

岸本淳志委員

徳島南部自動車道では3月に小松島南・阿南間が開通いたしまして、阿南インターチェンジ周辺では大きな渋滞の緩和が見られていると聞いておりますけれども、この効果を更に高めるためには関西圏からノンストップで通行できることが非常に大切だと考えております。

残る津田・小松島南間の整備促進を図るべきと考えておりますけれども、なかでも工事に未着手の大原地区については、新たに地滑り対策が必要になったと聞いております。そこで大原地区の現状について、お伺いいたします。

西岡高規格道路課長

ただいま岸本委員から、徳島南部自動車道の大原地区の現状について御質問がございました。

徳島市大原地区につきましては、徳島南部自動車道のルートが山地を通っておりまして、その地質は剥がれやすく滑りやすい性質を有し、実際に小崩落も確認されている地域でございます。このため、国の技術検討委員会におきまして、災害リスクを低減するための対

策の検討が進められてきました。

検討の結果、能登半島地震での被害状況も踏まえながら、地滑りの影響を受ける大神子第二トンネル、仮称でございますけれども、こちらにつきましてはリスクの要因となる不安定な土塊を取り除く切土構造へと変更されたところでございます。

この方針の下、昨年度、国におきまして現地の測量・設計に着手し、現在は具体の対策内容について詰めの作業が進められているところでございます。

岸本淳志委員

こうした津田・小松島南間には複数の大規模な構造物がありますが、気になるのは勝浦川の河口で工事が進められております津田大橋の進み具合ですけれども、この整備状況について教えていただけたらと思います。

西岡高規格道路課長

ただいま岸本委員より、津田大橋の整備状況についての御質問でございます。

津田大橋、こちらも仮称でございますけれども、勝浦川の河口を渡河する全長545mの橋梁で令和5年10月から工事に着手してございます。現在は大規模な仮栈橋を使用しまして、勝浦川の左岸側から順次橋脚の工事が進められております。

この工事は勝浦川河口の軟弱な地盤に対応するため、地中に直径1m、長さが最長約90mの鋼管杭を合計104本打ち込むといった技術的に高度な工事でございます。最先端の技術を駆使しながら安全かつ効率的に進められている状況でございます。今年度は引き続き3基の橋脚工事を継続して実施するとともに、新たな橋脚の工事にも取り掛かることとなっております。

今後とも徳島津田・小松島南の間の全線開通に向けまして、津田大橋や大原地区の工事が着実に進められるよう国や地元の徳島市、関係機関と緊密に連携しまして、しっかりと取り組んでまいります。

岸本淳志委員

徳島南部自動車道がつながることで観光振興や農水産物の輸送の向上、あと道路の渋滞の緩和にもつながっていくと思いますので、円滑な事業の促進に努めていただくことを要望して、この質問は終わりたいと思います。

続いて、県内の港湾河川において不法係留船舶や勝手に設置された栈橋が散見されると思いますけれども、これまでも様々な取組がされており徐々に成果を上げているものと承知しておりますが、まだまだ道のりは遠いのかなと思っております。

そうした中、警察との連携をはじめ取組を強化してはどうかと考えておりますけれども、今後の取組について教えていただけたらと思います。

村上港湾政策課長

ただいま岸本委員から、放置艇に関する御質問がございました。

公共用水域に無許可で係留されている不法係留船や栈橋は水域の適正な利用に支障を来すとともに、津波や洪水などによって漂流した際には市街地や幹線道路への被害を拡大さ

せ、発災後の応急・復旧活動に多大な支障を来すことが懸念されております。

このため、事前に放置艇の解消や市街地からの船舶の移動により被害を軽減させるべく徳島県放置艇削減計画により、平時からの撤去や啓発指導など、規制・予防措置の強化と船舶の新たな受皿となる係留施設の確保を両輪とした対策を推進しているところでございます。

具体的には、規制・予防措置の強化につきましては、昨年度から新たに開始しました警察や海上保安部等の関係機関と連携した合同パトロールを県北部、中央部、南部の3エリアにおいて実施し、現場での警告や指導を徹底するなど粘り強く啓発や指導に努めてまいります。

係留施設の確保につきましては、既存の港湾、漁港において暫定係留施設の確保による収容能力の向上を図るほか、津波による影響が大きい市街地周辺に数多くの船舶が係留されている県中央部におきましては津田地区第2水面貯木場跡における暫定的な係留施設、それから沖洲マリンターミナルに新たな係留施設を段階的に整備することについて徳島県係留施設検討会において議論を進めてまいります。

また、県北部・南部におきましても、地域の実情に応じた放置艇対策の進め方について検討してまいります。

今後とも県民の安全・安心確保に向け、関係者との連携を密にし、事前防災につながる不法係留船等の削減にしっかりと取り組んでまいります。

岸本淳志委員

災害時にも非常に危険なことになってまいりますので、しっかりとこれからも取組を進めていっていただきたいと思います。

続きまして、昨年11月定例会で私が一般質問させていただきました鮎喰川や飯尾川の河川堤防の維持管理について、お伺いさせていただきたいと思います。

質問に対しまして、鮎喰川では徳島市不動東町などで延べ600mの竹林の伐採を進めていると御答弁を頂きました。そこで昨年度の竹林の伐採状況について教えていただけたらと思います。

香川河川整備課長

ただいま岸本委員より、鮎喰川左岸における昨年度の伐採の実施状況について御質問を頂きました。

堤防をはじめとする河川施設は、洪水時に確実に機能を発揮できるよう平時からの適切な維持管理が重要であると考えております。

河川に繁茂する竹林は、堤防の漏水といった危険箇所の早期発見の妨げや流水の阻害要因となることから、日頃の巡視・点検の結果に基づき、優先度の高い箇所から計画的に伐採しております。

委員お尋ねの鮎喰川左岸側の堤防敷に繁茂する竹林につきましては昨年末、伐採に着手いたしました。現地では多くの漂着ごみなどを確認し、その処分に想定外の費用を要したことから作業範囲を縮小したところでございます。

岸本淳志委員

昨年度の状況についてはよく分かりました。

私も鮎喰川のごみの話は耳にしたことがありますし、ごみ処理が非常に難しいということで、現場の条件が悪く、思うように作業が進んでいないということは分かるんですけども、地域住民の皆様は竹林の伐採を望んでおります。

そこで、左岸側に繁茂いたします竹林について、今年度はどう進めるのか教えていただけたらと思います。

香川河川整備課長

岸本委員から、今年度どう進めるのかという御質問を頂きました。

今年度は昨年度に続き必要性の高い区間につきまして、竹林伐採業務の契約を終えたところでございます。今後、この契約に基づきまして順次伐採を進めてまいります。

岸本淳志委員

そこに関しまして、私の地元である国府町を流れる飯尾川に注いでいる西大堀川の話をしていただきたいんですけど、これまでも浸水被害が発生しており、地域の皆様は河川の改修、早期の完了を望んでおります。

そこで、西大堀川の河川改修の状況について教えていただけたらと思っております。

香川河川整備課長

岸本委員から、西大堀川の河川改修の状況について御質問を頂きました。

飯尾川に注ぎます西大堀川の改修につきましては、本川である西大堀川の約1.4kmの区間と、その支川である東大堀川の全長約0.9kmを合わせた約2.3kmを計画区間としております。

本川の下流から順次改修を進めておりまして、これまでに東大堀川分岐点までの区間と東大堀川の全長を合わせました約1.5kmの改修が完了しております。西大堀川の残る約0.8kmの区間につきましては、平成27年度から現地調査や測量設計に着手し、工事に必要な用地取得を進めているところでございます。

このうち東大堀川分岐点から上流の県道西黒田中村線までの約0.3kmの区間において、本年3月までに用地取得が完了したことから、この区間の河道拡幅に着手し現在、工事用進入路の整備を実施しております。

引き続き、残る用地取得に努めるとともに、早期効果の発現に向けて河川整備を進めてまいります。

岸本淳志委員

鮎喰川の堤防、そして北側にある吉野川の堤防に囲まれた徳島市、石井町、吉野川市と続いていきますので、これからも住民の皆様の生命と財産を守るためにしっかりと改修に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、佐那河内村の一般国道438号一ノ瀬工区についてお伺いさせていただきたいと思います。

この一ノ瀬工区は徳島市と佐那河内村を結び、平時及び災害時の輸送を確保する極めて重要な事業であり、早期の完成が望まれていると思っております。当該事業の要となる一ノ瀬トンネルにつきましては、令和 6 年 1 月に私も出席させていただきました起工式が行われ、その後、順調に掘削が進められ無事貫通したとお伺いしております。

私も佐那河内村へ向かう折には、この工事の進捗状況を注視しておりますけれども、バイパス事業であるため工事がどのぐらい進んでいるのか把握することが難しい状況でございます。

そこで、このトンネルを含む一ノ瀬工区の現状と今後の見通しについて教えていただけたらと思っております。

山下道路整備課長

ただいま岸本委員から、一般国道438号一ノ瀬工区の現状と今後の見通しについて御質問を頂きました。

一般国道438号は県東部と県西部を結び地域間交流を支えるとともに、災害発生時における緊急輸送道路として重要な役割を担う主要幹線道路でございます。このうち、一ノ瀬工区を含む徳島市八万町から佐那河内村下までの延長5.5kmを上八万バイパスとして整備しており、これまでに八万町大坪から上八万町花房までの延長3.1kmを供用しております。残る区間のうち、線形不良区間が続く佐那河内村一ノ瀬地区におきまして、二つのトンネルを含む延長1.1kmのバイパス事業を進めているところでございます。

これまでに徳島市側のトンネル取り合い部の区間の構造物がおおむね完了するとともに、本年 1 月にはトンネル本体工事が完了したところであります。

現在はトンネル内の舗装工事や佐那河内村側の擁壁工事を実施しているところであり、今後はトンネル内の照明設備や現道部の擁壁工事などを進め、一日でも早く供用できるよう取り組んでまいります。

岸本淳志委員

早期開通を願っておりますので、是非とも今後とも、進めていただけたらと思っております。

岡佑樹委員

何点か、お伺いさせていただきたいと思います。

展覧会の話になるんですが、何人かの質問の中でこの問題が取り上げられて、その都度、今回の展覧会を中止にした理由の中に、開催目的が万代中央ふ頭のにぎわい創出に資するものであるか、県民の理解を十分に得られるものであるかなどについて、県の立場から事前の把握が必要であったと考えております。倉庫所有者と主催者、直接契約者の双方との間においては、一般的な占有や使用の手続で必要となる契約書面が存在しないまま準備が進められていたこと、あとは開催目的が直前まで明示されなかったこと、事務手続について問題があったということをおっしゃっているんですけれども、この万代中央ふ頭で、例えばイベントをする、場所を借りるというときに、どのような事務手続のルールがあるのでしょうか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

ただいま岡委員から、手続についての御質問がございました。

倉庫の貸出しについては、倉庫所有者側で行われているものでございます。テナントや長期のイベントにつきましては、県に報告していただくこととしております。数時間、また数日といった単発、短期のイベントについては、前日等の申込みなどもありますので、特に報告を求めているものではございません。

岡佑樹委員

手続に問題があったとおっしゃって、それも中止の理由にされているんですね。今、聞いたら、例えば契約書を出してくれとか、手続的に何の問題があるのか分からないんですよ。

私は探したんです。何か定型の契約書みたいなものがあるのかなとか。何日前には報告をしなければならないとかいうのがあるのかと思って調べたんですけど、今聞いたらないということです。倉庫所有者が判断されてやっていたということによろしいですね。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

岡委員から、手続について御質問を頂きました。

繰り返しになりますが、倉庫の貸出しにつきましては倉庫所有者側で行っているものでございます。

テナントや長期のイベントについては県に報告していただくこととしております。数時間、数日といった単発の短期のイベントにつきましては、前日等の申込みもありますので特に報告を求めてございません。

岡佑樹委員

報告するタイミングも別に決まっていなくていいわけでしょう。

長期というのがどれぐらいからなのか分かりませんが、例えば1か月、倉庫を借りてイベントをしますとなりますと、これは何日前には報告しなければならないとか、何日前には報告してねという取決めはあるんでしょうか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

岡委員から、何日前にといった規定はあるのかということで御質問を頂きました。

倉庫の貸出しにつきましては倉庫所有者側で行っているものであります。テナントや長期のイベントにおきましては、県に報告していただくこととなっております。数時間や数日といった短期のイベントにおいては、前日等の申込みもあるため特に報告を求めておりません。

岡佑樹委員

もう一回言っておきますけど、同じことをだらだらしゃべるんだったら立っていただかなくて結構です。

皆さん方も聞いていただいたと思うんですけど何のルールもないわけです。口約束とかでこんな契約してと言っていますが、法律上、口約束でも契約というのは成立するんですよ。双方が合意すれば、了承すればそれで大丈夫なんです。ただ何かトラブルがあったときに、確かに書面には残しておいたほうがいい。だから契約書面というのを残しますけど、あなたたちは結構な理由として言っているんですよ、知事や部長も。

なぜルールもないようなもので中止が決められるんですか。ルールはないんでしょう。今、倉庫所有者に任せていますとおっしゃいましたよね。

一般的な契約手続きができていないといっても、別に倉庫所有者がそれでよかったら、それでいいのではないですか。どうせまた同じ答弁だろうから答弁はいいですけど。これはまず理由にならない。こんなものということは明らかだろうと思います、今の話を聞いてもらって。

作品の発表を拒んだものではない、表現の内容規制を意図したものではないということをおっしゃっていますけれども、何回も中身について、開催目的が一度立ち止まり協定が継続しているホール計画を含め考える機会を設けるべきだということが確認されるとともに、万代中央ふ頭の活性化に関する内容が一切含まれていないことから、覚書第 1 条の構想の実現につながらないと考えられました。

これはイベントの中身のことを言っているんですよ。イベントの中身自体に問題があったと。我々の考えとは合致しない部分があったのでやめてもらったというように取れるんです。恐らく勉強されたんだろうと思います。私自身も勉強させていただいたんですけど、憲法議論の中で、表現の自由とかというものの中で、内容規制というのと内容中立規制というのがあるんですよ。内容規制とは何を言っているか、内容そのものを規制の理由にして規制するというのが内容規制です。内容のことは一切問題にしていないよと、時間であったり場所であったり方法、やり方というのが問題ですよ、だから規制しますというのが内容中立規制というものです。中立規制は、例えばですけどデモ行進の時間帯、この時間帯は車の通りも多くてここを大勢で歩かれたら危険性があるかもしれないのでルートを変えてくださいとか、余り遅い時間にはしないでくださいとか、拡声器で大きい声を出すのは、例えば夜の 8 時までにしてくださいとかいうようなことで規制することは考えられる。

恐らくいろんな勉強をされて、あなた方はそちらに持っていきたいんだろうと。いや展示会自体は否定していませんよ、場所がと。だけど何回も内容について言及しているんですよ。進行中の新ホール事業に混乱を招くおそれがある。先ほども申し上げましたけれども、万代中央ふ頭の活性化ということが入っていないとか、これは内容のことですよ。内容規制を意図するものではないとはおっしゃっていますけれども、あなた方の発言から、どう考えても内容規制の問題になってくると思うんです。その辺の認識をもう一度、内容規制なのか、内容中立規制と考えているのか教えてください。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

岡委員より、表現の自由に関しての御質問を頂きました。

県といたしましては、今回の展覧会を否定したり、作品の発表の制限や拒んだりするものではなく、表現の内容規制を意図したものではございません。

展覧会の開催が予定されていた倉庫は、本来であれば条例上認められない倉庫以外の利用を、まちづくりに資する場合に限り条例第 6 条の規定に基づき占用を許可しているものであり、規制緩和運用指針を適用するとともに、覚書を締結することにより万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に沿ったまちづくりを担う事業者に厳選した上で、倉庫以外の利用を特別に認めているというものでございます。

本展覧会の開催目的が、覚書の第 1 条に規定されております、にぎわいづくり構想の実現につながらないと判断されたため、覚書第 8 条の規定に基づき倉庫所有者に対し本展覧会の開催場所としての使用を認めないよう要請を行い、倉庫所有者から主催者にお断りいただいたというものでございます。

岡佑樹委員

内容について問題があるから規制を掛けたんでしょう。それは内容規制というんです。幾らごまかそうとしても、それは内容規制なんですよ。判断するとき、法的にも、本当に中立なのかどうかということが大きな争点になるんです。中立ではないではないですか。

にぎわいづくり構想があるのは知っています。事前委員会でも言ったと思いますけど、例えば長期的に店舗を構えるとかだったら、別にそれは協議会の中で、こういう店舗が来てほしいなと、こういう店舗は今あるとか、そぐわないよなという話をするのは別に構わないと思います。だけど 1 か月が長期なのかどうなのか分かりませんが、イベント貸しではないですか。にぎわいづくり構想に資するといっても、大体は短期だったら 2 日とか 3 日でしょう。土日とか、金土日とか、祝日を挟んで。それは一過性のにぎわいにはなると思いますよ。イベントをするので人は来るだろうけど。それが長期的な万代中央ふ頭のにぎわいづくりに資するかといったら、それは疑問に思いますよ。短期イベントですもの。

全体的に万代中央ふ頭をこういう地域にしていきたいという計画があるわけでしょう。ないんですか、あるんでしょう。そういう計画なんでしょう。飽くまで倉庫貸しではないですか。展示会したりとか、イベントしたりとか。それがまちづくり構想にそぐわない。しかも県の言っている方向性と違うから。それは内容に踏み込んだことではないですか。今後、細かいルールづくりをと言っているんですけど、どのようなことを考えていらっしゃるんですか。細かいルールづくりとは何なのですか。

例えば分かりやすいところだったら、契約書はちゃんと締結してくださいね。契約書の提出期日はこれぐらいにしてくださいね。例えば今回の、倉庫を使うんだったら倉庫の断面図にこういうような展示をこういうふうにしますとかいうようなことを規制していつて、例えば県に提出させて、それをチェックするような形にするのかとか、いろいろ考えられていると思うんですよ。この話が出てきたのは、大分前ですからね。検討は進んでいると思うんですけど、今どのようなお考えで検討を進められていますか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

岡委員より、今後のルールづくりについての御質問を頂きました。

県といたしましては今回の経緯、そして万代中央ふ頭の目指す理念を総合的に勘案した結果、本展覧会が万代中央ふ頭のまちづくりや活性化に直接つながるものではないとの結論に至り、5月29日に倉庫所有者に対し、覚書第 8 条の規定に基づいて使用を認めないよ

う要請を行い、主催者にお断りいただいたものであります。

今後は長年信頼関係を築いてきました万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様と、今回の要請に至った経緯をしっかりと検証した上で、万代中央ふ頭の目指す理念に沿ったきめ細かなルールづくりを進めるとともに、これまで以上に県民の皆様に愛され、未来に引き継げるにぎわい交流拠点として発展を遂げられるように取り組んでまいります。

岡佑樹委員

何にも中身がないということでしょう。今の時点で考えていませんと。

どうせ今回の騒ぎが収まったら、そのままにしておいたらいいと思っているのではないですか。便利な言葉なんですよ、いろんなことを検討して総合的に勘案してと。あなたたちの恣意的な判断が入るということですからね。総合的に判断しましたとよく言うんですよ、説明できないときに。説明つかないですよ。だって自分たちで言っていますから、中身のことを問題視したと。内容規制ではないですか。これは明らかな内容規制ですよ。

しかも法的根拠は全くない覚書の第 8 条によって強制的に言うことを聞けといって中止の要請を出したんですよ。要請ではないではないですか、聞かなければならないとなっているんですから。それをより細やかにするんでしょう。内容を先に出してこい、契約書はこういうもので出してこいと。契約書はまだいいですよ。どういう内容ですのか出してこいと。

例えば協議会で話をするとかあるが、協議会に県も入っているんでしょう。あなた方がこんなものをさせたらいけないだろうと大きい声を出したら、みんな反対はできませんよ。

今だったらまだましだったのに、これからは、網羅的一般的に情報を出してこさせて、それを事前に見て総合的に判断して、やらせるかやらせないか決めるんでしょう。それは検閲というんですよ。正に先に情報を出してこさせて、自分たちの都合の悪い情報とかを発信するような会に関しては、させないという判断ができるんですから。

この令和の時代に、あなたたちは、また新たな検閲制度でも作るつもりですか。それは正に憲法違反です。具体的な説明が何にもできないのでしょうか。大分時間がたっていますよ。

新たなルールが必要だとか言い出してから、何も考えていないということではないですか。考える気もないんでしょう。こんなルールを作っていたら大変なことになりますから。しかも県が勝手に判断できる、あそこに関して。我々がやらせるか、やらせないかを判断する。それは横暴ですし権力の濫用です。より明白になるだけですよ、そんなルールづくりを進めたら。

本当は答弁が欲しいですけど、どうせ同じこと言うだけでしょう。議事録を持っていますので。一言一句、違わないように言っているだけです。恐らく真剣に考えるつもりもないんでしょう。

大分前に、今回の問題に対して主催者側から説明を求められていますよね。部長が主催者側にも丁寧な説明が必要ということで、具体的な内容については検討中ということが 6 月 4 日の新聞記事に出ているんですよ、具体的な対応は検討中と。今は 6 月 25 日で 20 日ぐらいたちましたが、どのような対応を検討されていますか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

ただいま、主催者側との状況についての御質問を頂きました。

今回の件につきまして、どういうあたりに問題があって、どういったところのルールが欠けていたのか早急に検証し、倉庫利用に当たってのルールづくりの明確化を図ってまいりたいと考えております。

岡佑樹委員

だってルールはないんでしょう。なぜ今回中止したのか説明してくれと言われているんですよ。現状を説明するしかないでしょう。新たなルールづくりは関係ないだろう、そんなこと。対応すると言ったのではないのか、具体的に検討しますと。ここに座っているトップがおっしゃっているんですよ。何の検討もしていないということですか。してないんでしたら多分ぺらぺらめくっても出てこないと思いますよ。そんなこと検討なんかしていないんだらうから。放置しているんでしょう。あなたたちはずっとそうではないですか。対応します、検討中ですよ。

喉元過ぎたら熱さ忘れると思っているんでしょう。記事にも残っていますし覚えている方は覚えています。私も覚えていますし。たった20日ぐらい前のことですからね。何一つ考えていないんですよ。本当に誠意に欠ける対応だと思います。表では検討しますと言っておいて何もないではないですか。答弁もできないのでしょうか。答弁しても一緒のことを言うんだらう。悪質ですよ。

具体的に説明するために検討するんだったら、きちんと検討したらいい、きちんと説明したらいい。対応が必要だったと言ったのになぜしないのか、理解できないんですけど。いつまでにしますか。ところで今、始まっていますか、その検討、いつまでにされますか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

岡委員より、ルールづくりを今後どうしていくのかと、御質問を頂きました。

今後は長年信頼関係を築いてまいりました万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会をはじめとします関係者の皆様と、今回の要請に至った経緯をしっかりと検証した上で、万代中央ふ頭の目指す理念に沿った、きめ細かなルールづくりを進めてまいります。

ルール策定の具体的な完了時期や期限につきましては現時点で定まっておりませんが、これを契機としまして、民間事業者が利用しやすく県民が安心して穏やかに利用できるルールとなりますよう、まずは万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様や関係者等を含めまして十分に話し合って議論を進めてまいりたいと考えております。

岡佑樹委員

すみません、多分聞いていて分かると思うんですけど、聞いたことに答えていないので、ちゃんと注意してもらえますか。

主催者の人たちに説明すると言っていたのは、どうするのかと聞いたんですよ。なぜルールづくりのことが関係あるのか。何の関係もないでしょう。これからのルールづくりのことは聞いていない。

主催者の人に今回のことについて丁寧に説明しないといけないから、具体的な内容につ

いては検討していると、すると言っていたので、その検討は進んでいるんですかと聞いてるんですよ。

今後のルールづくりのことを今の主催者の人に言ってどうするのか。何の関係もない。

川真田琢巳委員長

私は今の、まだ期限が決まってないとかいう回答で答弁は正しかったと思うんですが、岡委員、再度質問をよろしくお願いいたします。

岡佑樹委員

再度聞いても、同じことを答えるだけなので別に結構ですけどね。答えないことも分かっているし。悪質ですよ、時間を稼ぐだけで。誰が今後のルールづくりのことなんか聞いたのか。それはその前に聞いたことです。

主催者に対して丁寧に説明するべきだったと言っています。6月4日の新聞に載っていますから。対応は検討中ですと、6月3日には言っているでしょう。このことについて聞いたら、今後のルールづくりはと、何をおっしゃっているんですか。

何日たっていますか。これも言ったけど。この問題が発覚してきてから。イベント自体は5月1日に、SNSとかネットで調べたら出てくるんですよ、発表されていますからね。場所は決まっていないけど。

部署として、あなたたちはいつの時点でこの展覧会が開催されると把握されたんですか。それを教えてください。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

本展覧会の開催をいつ知ったのかという御質問を頂きました。

本展覧会の開催につきましては、本年の5月中旬、主催者から倉庫所有者に対し建築の企画展としての口頭による利用の打診があり、その後、主催者のホームページ等を通じて具体的な内容を初めて把握し、書面による契約が交わされないまま、6月1日の開催7日前の5月25日に、倉庫の所有者から県に報告があったものでございます。

岡佑樹委員

5月中旬にはどういうイベント内容なのかは分かっていたということですね。建築の企画展なんだろうけど、ホームページにも出ています。あの文書が載っていたのは20日以降かな。20日には場所が決まっているんです。万代中央ふ頭の第一倉庫で決まりましたと、同じホームページ上に追記と書いて載っているんです。

5月20日には倉庫所有者と話をしているんですよ。その前の段階にはある程度のことを把握ができていたということですよ。石上純也さんとのと書いてありますよ、建築の展覧会と。何か全体的にはざくっとしたものではなかったですよ。石上純也さんの徳島文化芸術ホールのこと、細かい文章までは忘れましたが、そのこともホームページに載っていました、5月1日の時点で。その時に内容は分かっていたはずですよ。5月中旬には少なくとも分かっていたはずですよ。ホームページを見たんでしょう。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

5月のいつ知ったのかという御質問を頂きました。

5月中旬に知ったということをお指摘がありましたが、繰り返しになりますが、5月中旬に本展覧会の主催者から倉庫所有者に対し企画展としての利用の打診がありました。その後、主催者のホームページ等を通じて倉庫の所有者が具体的な内容を把握し、書面による契約のない状態のままで、6月1日の開催7日前となる5月25日に、私どもに倉庫所有者から報告がなされたということでもあります。よって我々で最初に把握したというのは5月25日でございます。

岡佑樹委員

倉庫所有者の方は当然見ていらっしゃると思うんですよ。これを見て、どんなことをするんですかくらい聞くとおもうので。こういう展示会ですと。建築に関する単なる展示会なんですというような話はしないと思うんですよ、幾ら何でも。分かりませんよ、録音があるわけでもないし。

だけどホームページにも載っているし、内容は十分に把握できたはずなんです。あなた方が知らないというのが、よく分からないのですよね。これは5月1日から出ていますから。

私でもですよ、別に特に強固な情報源を持ってるわけでもなんでもありませんけど、私も5月8日の時点でこんながあるというのは知っていたんですよ。

知事が再三言っていましたけどね、知る由もないと。そんなわけがないではないですか。僕でも知ってるのに。知る由は幾らでもありました。本人が知らないと言うのであったら知らないのかもしれませんが、知るはずがないと言える状況ではありません。1週間もたっていますからね。

あなた方にしても軽率すぎるし、中旬の時点では、大体の内容は分かっていたはずですよ。問題視するんだったら多分その時点で問題視していたと思うんですけど、なぜ急に25日まで飛ぶんだらうと。中旬に聞いた時点で、どんな内容かぐらいは聞くとおもうんですけど、その時には問題視されていないわけで、だって20日にこの場所でやると決めましたとなっているんですから。

内容がころころ変わってといっても、言ってきたのが建築に関する展示会なんですよ。建築のことではないですか。内容はころころは変わっていないですよ。全く違うところの展示品を持ってくると言っていて、徳島の文化芸術ホールのことをいうのであったら内容は変わったかもしれない。例えば、日本の農林水産業の未来を考えるイベントをしてみると言っておいて、これが出てきたんだったら、それは内容は変わっていますよ。別に変わっていないではないですか。詳細が分かっただけです。それは別に、いついつまでに詳細の内容を全部出してこいという契約やルールはないわけですよ。ルールがないのに理由にならないです。明確なルールもないのに、なぜそれを基に規制ができるんですか。県の方針と違うからでしょう。一回立ち止まって、県民の皆さん方に考える機会にさせていただきたいという機会を潰したかったんですよ。

決して、あなた単独でやったとは思っていません。こんなことは担当部局だけで判断できることでもないと思いますしね。だけど、あなた方の上司に当たる人間が、行政手続を

止めるための展覧会だと言ってしまうているわけです。中身に踏み込んでいるんですよ。設計士さんと言った、言わないの問題になっているのも、まさかあの人が県の施策を邪魔するような人とは思っていないではないですかと言っているんです。

自分の意見に異論を挟む人間は、知事にとっては邪魔する人間なんですよ。執行部にとってもそうなのかもしれない。邪魔する人間を排除するために覚書の強制力を使って表現の自由を侵害したんです。これは幾ら言い訳しようと明らかです

まちづくりの方針に沿わないから、表現の自由を侵害し、制限します。そんなことはできませんし、どの判例にもないです。

ルールづくりは、僕はやめておいたほうがいいと思います。所有者に任せればいい。県が全部チェックしますなんていうルールを作ったら、それこそ大変なことになります。今は訴えとか争うつもりはないと言っていますけど、いつその態度が豹変するか分かりませんよ。

あなたたちがやっていることは、それこそ県民を恐怖に落とし入れるということをおっしゃっていた方もいらっしゃいましたけど、他人事だから、自分の組織ではないから、自分の会社ではないから、自分にやられたわけではないから、正直今は感じていないと思います。だけど、自分がいつそうなるか分からないような状況になってきたということです。県行政に反するようなことや批判するようなことをしたら、強制力を使って、いろんなところで嫌がらせを受けるかもしれない。邪魔されるかもしれない。差別的な扱いを受けるかもしれないという、非常にまずい事例を今回作ってしまったということです。

よく考えてください。大問題ですよ。時間がたったら多分ほとぼりも冷めて何とかなるだろうと思っているんでしょうけど、そんなわけにはいきませんよ。部署内で、もう一度よく考えてください。これは大問題です。そのことだけ申し上げて終わります。

達田良子委員

何点かお尋ねしたいんですが、初めに、昨年 1 月に埼玉県八潮市で道路陥没事故がありました。全国に非常に衝撃を与えたわけなんですけれども、老朽化した下水道管が原因ということでございました。

この時に国が下水道管の直径 2 m 以上、1 日の最大処理量 30 万 m³ 以上の下水道を対象に緊急点検を要請したんですが、徳島県はこのように大きな規模のものはないけれども、点検を実施したと聞いております。

具体的にどこでどのような調査を行って、結果はどうであったのか、お尋ねいたします。

細岡水環境整備課長

ただいま達田委員から、埼玉県八潮市の事故を踏まえて実施した下水道の緊急調査の内容についての御質問を頂きました。

本県では 4 市 2 町の設置後 30 年以上、直径 2 m 以上の下水道管路を対象として、総延長約 25 km の緊急点検を令和 7 年 5 月から令和 8 年 2 月末にかけて実施したところでございます。その結果、1 年以内の対策が求められる緊急度 I と判定された管路は 4 市、徳島、鳴門、阿南、吉野川の 606 m と確認されました。

このうち腐食の可能性が高い箇所につきましては、優先実施箇所と判定された 36 m、こ

れは徳島市でございますが、これにつきましては令和 7 年度内に対策工事が完了しております。残る 570m につきましては、今年度中に対策を実施する予定としております。

また、次に危険度が高いとされる緊急度Ⅱと判定される管路、3 市、徳島、鳴門、阿南の 146m につきましては 5 年以内の対応を行うこととしております。

達田良子委員

国が要請した特別重点調査というのを 4 市 2 町で行ったということで、点検され、これから実態に即対応しましょうというところもあるんですけども、まだこれからしばらく時間を掛けてもいいですよという部分もあると思うんです。

これに対して国からの財政的な支援がきちんとあるのかどうか、その点だけお尋ねしておきたいと思います。

細岡水環境整備課長

達田委員から、緊急調査の結果に対して国の支援があるのかという御質問を頂きました。

これに対しましては防災・安全交付金など、また下水道防災事業費補助としまして重要下水道管路更新事業というのが今年度から新たにできておりまして、こういった事業を通じて対策を行うこととしております。

達田良子委員

先ほど 30 年以上のものを点検ということで行われたということなんですけれども、国土交通省によりますと、耐用年数を超過した配管の割合が 2023 年度末時点で全体の 7 % と、しかし 20 年後には 40 % 超となると、こういう見通しを示しております。

ですから、30 年以上ということなんですけれども、県内の下水道管渠で建設後 50 年以上経過しているのがあるのか、あるとしたら割合はどれくらいなのか、そして今後どのような対策がとられるのかお尋ねいたします。

細岡水環境整備課長

ただいま達田委員から、県内で 50 年以上経過した下水道管路がどのくらいあるのかという御質問を頂きました。

徳島県を含めた県全体の下水道管路の延長は約 1,140km ございまして、このうち 50 年を経過した下水道管路につきましては、市町村が所管する下水道管路で約 127km ございます。

これにつきましては、下水道管路の老朽化対策として予防保全型維持管理により定期的な点検や、それに基づく修繕を行い、安全な下水道機能維持に取り組んでいるところでございます。

具体的には管路の敷設年数や道路陥没のリスクなど、破損の前に計画的な修繕、更新を行うストックマネジメント計画を策定いたしまして、これに基づいて国の補助制度を活用しながら避難路や緊急輸送道路、病院や官公庁など、重要拠点から処理場に至る幹線管路を優先的に実施しているところでございます。

達田良子委員

市町村の部分でたくさんあるということなんですけれども、これからそろそろしていこうかというのでは、なかなか安全性は確保できないのではないかと思います。

緊急にしていなければいけないのではないかと思いますけれども、財政的な支援、保証がないとなかなかやれませんし、また今、下水道関係では工事をする人がなかなかいないというようなことも言われております。こうした財政の問題や人的な問題などをきちんと整えて、下水道管路を整備していく、安全性を高めていくことについて、見通しは立てられているのでしょうか。

細岡水環境整備課長

達田委員から、今後の対策ということで御質問を頂きました。

市町村におきましては昨年 1 月に上下水道耐震化計画を策定し、これに基づいて国の補助事業、先ほども言いましたけれども、そういったことを活用しながらやっていくということでございます。今後も県としましても、こういった事業ができるだけ進むようにあらゆる支援をしていきたいと考えております。

達田良子委員

いろんな手段で安全性を高めていただきますように、お願いしたいと思います。

今回、令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要についての報告がございました。これに関連して旧吉野川流域下水道事業についてお尋ねしますが、非常に長い時間を掛けて進められているんですけれども、5 月 22 日に衆議院の国土交通委員会で下水道法等の一部を改正する法律案について審議されて、法案が可決されたんです。

その中身とか、またどういう影響があるかということにつきましては、また後で、きちんと決まってからお尋ねしていきたいと思うんですけれども、実はこの改正法案に対しては、日本共産党は反対をしたんです。それは、下水道の広域化を推進して自治体と利用者の負担を増加させ、下水道事業に民間業者を参画させる水の官民連携、ウォーター P P P の導入を自治体に押し付ける内容だという理由で反対をしております。

徳島県でも流域下水道と公共下水道に接続するという計画があるわけなんですけれども、この計画は今、状況はどうなっているのでしょうか。

細岡水環境整備課長

ただいま達田委員から、流域下水道と公共下水道の接続など広域化についての御質問を頂いたと思っております。

県内の急激な人口減少や施設の老朽化といった市町村が抱える課題に対応するために、集合処理施設の統廃合を盛り込んだ生活排水処理事業の広域化・共同化計画を策定いたしました。この実施に向けたロードマップを、とくしま生活排水処理構想 2022、これは令和 4 年 12 月にできたものなんですけれども、これに位置付けたところでございます。具体的には広域化事業といたしまして、まず美馬市の集落排水施設の統廃合を令和 4 年に供用開始しております。

また、北島町においてはコミュニティプラントを廃止いたしまして、流域下水道に接続する工事を令和 6 年度に着手しております。

さらに、海陽町においては集落排水施設を廃止して公共下水道へ接続する事業の工事に向けた準備を今、進めているところであり、これらの事業が計画的に進捗が図られているものと認識しております。

今後とも市町村と連携の下、生活排水処理事業が将来にわたり持続できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

達田良子委員

国が2018年に、全ての都道府県が2022年度までに広域化・共同化計画を策定するように事務連絡を出したわけですね。そしてその後、全ての都道府県が期日どおりに計画を策定して進めていったということなんです。

しかし、全ての都道府県で計画どおり進んでいったのかというと、なかなか難しい面があるようなんです。徳島県でも見直しが行われていると思います。

先日の5月22日の国土交通委員会で発言した日本共産党の議員が、全国の状況をいろいろとつぶさに調べているんですけれども、県の名前は伏せておりますが、こういう状況がありますよということを具体的に委員会で示しているんです。

A県は公共下水道を流域下水道に接続したが、市町村に流域下水道使用料の新たな負担や接続に要した費用の回収などの問題が生じていて、各自治体はどうしようかということになっていると。それからB県では、住民から、上水道だけのときに比べて下水道に入ると多額の費用が掛かると、2倍掛かると、高く大変だという声が上がっていますと。またC県では、50年間掛けたらコスト削減が期待できるとうたう一方で、その県内のある市では上下水道料金を引き上げる方針案を出している。一般家庭では数百円から数千円の負担増になるということなんですけれども、コストカットできるのは50年後であり、住民の負担は今すぐというような状態になっているということなんです。それからD県では、公共下水道を流域下水道に接続する計画を作ったんですけれども、流域下水道に参加する自治体が想定よりも少なく、この計画はほとんど頓挫している。大容量の終末処理場を造ったけれども、余り活躍の場がないと。次の県は、その県のある地域では浄化槽利用の希望が強く、この地域は広域化のエリアから外れて浄化槽で整備することになっているということで、いろいろ変わってきているということなんです。

徳島県の流域下水道事業が、こういう状況の例に当てはまっているのかどうかをお尋ねしたいと思いますが、こういう例が挙げられたんですが、国が音頭を取って都道府県に広域化・共同化の計画を作らせた、けども地域の実態とか住民の要求からかけ離れていた。だからなかなかうまくいかないということで、部分的に変えていかなければいけない、改善していかなければいけないということが起きていると思うんです。

先ほど、徳島県の状況を具体的な町名を挙げて答えていただきましたけれども、いろんな問題解決のためにどのように取り組み、どういうふうに見直しをしてきたのか。非常に長い年月を掛けて行ってきた流域下水道事業なんですけれども、これから先について一部見直しはするけれども、最後までずっと続けていくのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

細岡水環境整備課長

ただいま、流域下水道とか今後の計画のことについての御質問を頂きました。

県では令和 4 年 12 月に、とくしま生活排水処理構想 2022 を策定いたしまして、流域下水道につきましては、これまでの計画を縮小するというところで現在は進めているところでございます。

この内容は 5 年に 1 回程度、見直しを進めていくということでございますので、社会情勢の変化とかそういうところに対応しながら進めてまいりたいと思っております。

達田良子委員

家屋がたくさん密集しているような所、大きな町ではやりやすいかも分かりませんが、点々とあるような所ではなかなか進んでいかない。それよりも、家も新しくなって合併浄化槽を取り付けたのでこれでいきたいと、大きなところにつながなくてもいいというようなところも多いとお聞きしているんですね。

徳島県は下水道の普及率が低いと言われておりますけれども、合併浄化槽はどんどん進んでいるということで、そのために水環境が良くなっているということも言われております。合併浄化槽を地域全体で、市町村の管理にして作っていくというところもあるとお聞きしております。

ですから、徳島県が流域下水道事業という大掛かりな事業をやっているんですけれども、その地域に応じた方法、また住民の皆さんの要望をお聞きして、そしてコストがたくさん掛かってくると、多額の費用が掛かる、負担が要るようになるということではなく安い料金で下水処理ができるという状況に皆さんの御意見を伺いながら進めていく必要があるのではないかと思います。

主の流域下水道の事業が、先ほど見直しをしていったということなんですけれども、結局、進捗率はどこまでで、いつまでに完成する見通しでしょうか。

細岡水環境整備課長

ただいま、流域下水道事業の現在の進捗状況についての御質問を頂いております。

流域下水道については現在、全体の事業費で言いますと約 7 割程度が終わっているところでございまして、令和 17 年を目標に事業を進めているところでございます。

達田良子委員

先ほど申しましたけれども、住民の皆さんの要望とか地域の実情をしっかりと踏まえた上で進めていただけたらと思いますので、その点よろしく願いいたします。

この問題の最後に旧吉野川流域下水道事業、令和 6 年度包括外部監査でも指摘されているんですけれども、この包括外部監査では九つの担当部局ごとに施設群の一つを抽出して、旧施設の監査を行っております。

このうち本委員会に関連するのが旧吉野川流域下水道事業ですけれども、監査委員からはどういう御意見が出されて、どのように改善してくださいとされているのでしょうか。

細岡水環境整備課長

ただいま、令和 6 年度の包括外部監査についての御質問を頂きました。

流域下水道については 6 件の指摘があるところでございます。主な箇所といたしましては、旧吉野川流域下水道において資格要件として県内事業者が主たる役割を担う必要があるにもかかわらず、全体業務のうち県内企業の果たす役割が過半数を占めているとは言えない状況であり、指定管理者に対して、資格要件を満たすように指導すべきであるという指摘がございました。

これにつきましては、令和 6 年度は旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体と共に構成員間の指揮・命令系統、業務分担、工程管理、安全管理などの業務について関わりを検証した上で、業務に従事した人数等にかかわらず業務全般のマネジメントについて県内企業が主体的な役割を担っていることを再認識したところでございます。

また、旧吉野川流域下水道の令和 5 年度募集に当たって、明らかに過大な指定管理料の上限基準額が設定された。旧吉野川流域下水道の指定管理者の募集では 1 者しか応募がないことが予想され、実際にも 1 者しか応募がなかったことから、明らかに過大な金額の指定管理料での協定締結となっており、不適切であると言わざるを得ないという指摘がございました。

これにつきましては、指定管理料の上限基準額は、発生元である流城市町の有収水量予測に基づき算定し、年度末に流入量の実績により変更しているが、今後は上限基準額の算定に当たり過去の実績も踏まえ、より適切な予測を行ってまいることとしております。

なお、令和 7 年度の指定管理業務より、年度協定額の算定に当たり過去の実績を踏まえて流城市町に周知した上で、より適切な予測を行っているといったところでございます。

達田良子委員

申請する方、指定管理者ですね、ずっと 1 者だけなんです。平成 25 年からずっと、4 回全部 1 者ということで、競争が全然ないわけなんです。

人件費のこととか、いろんなことが言われているんですけども、意見として、旧吉野川流域下水道の収支報告について正確ではない報告がなされている部分が見受けられたということで、県としては指定管理者に正確な収支の状況を報告するように指導されたいということが書かれております。

そして、この監査報告の総括の中で、県は公の施設の管理を指定管理者に委ね過ぎており、県の関わり方が消極に過ぎると感じられたと、各施設所管課が実施するモニタリングは十分とは言い難いと。それから本来、県が指定管理者を監督指導する立場にありながら、指定管理者に任せきりになり十分な指導がなされていない施設、それ以上に県と指定管理者との関係性が逆転し指定管理者を放任していると言っても過言でない施設もあったという指摘もされているんです。

これが下水道に当てはまるかどうかは別として、指摘をされました。こういう様々な御意見を踏まえて、次の監査の時には、少なくともこういう指摘はされないようにしなければならないと思うんです。これらの改善につきまして取組を進めておられるのかどうか、この点に関してお尋ねしておきたいと思います。

細岡水環境整備課長

ただいま、指定管理についての御質問を頂きました。

旧吉野川流域下水道事業におきましては、指定管理者から毎月状況の報告を受け、また年に一度、監査やモニタリング調査等を行っておりまして、その状況については十分把握しているところでございます。

また、県も指定管理者との様々な意見交換等も行っているところでございまして、適切に行っていると考えております。

達田良子委員

それでは様々な指摘をされている部分を改善していただいて、誰が見ても健全な運営をされているようお願いをして、流域下水道に関しては終わりたいと思います。

川真田琢巳委員長

午食のため、休憩いたします。（12時02分）

川真田琢巳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時09分）

質疑をどうぞ。

達田良子委員

引き続きお尋ねしたいと思います。

那賀川の水害対策についてなんですけれども、水害対策といいますと吉野川水系や勝浦水系など、いろいろあります。私が住んでおります阿南市那賀川付近の水害しか余り知りませんので、ここに限ってお尋ねしたいんですけれども、平成24年か平成25年ぐらいに随分と浸水被害がございました。

一つは長安ロダムを放流したその後で、加茂谷地区と那賀町驚敷地区で非常に広範囲で床上浸水、町全体がつかれることもございました。それから加茂谷地区はダムの放流だけでなく内水がはけなくて、放流しないとどんどんプールのように水がたまっていく状態になる所が加茂地区や深瀬地区、また飛び地で吉井町の手前にある楠根町でありました。熊谷川樋門というのがあるんですが、そういう所で樋門から排水させてもらえなかったということで、どんどん水がたまって水害に遭い、何軒もの家が床上浸水をすることがございました。

樋門とか水門というのが最近できまして、非常に立派な水門ができています。それで立派なのを造ってくれた、たくさん排水できると喜んでいたんですけれども、例えば楠根地区がたくさんつかった時には、内水がたまり、水が来ている時はどんどん最初は排水してくれていたんです。樋門から排水してくれていたんですが、途中でびたっと止められてしまいました。それで、どうして止めるのかと住民の方が問い合わせたらしいんですけれども、どんどん排水させてしまったら下流が危ない、下流がつかれるから止めたんだということがありました。それがその地区だけでなく、深瀬地区というところでもそういうのがあったということなんです。それで、そこに住んでいる方は床上浸水とかしますと、ものすごい被害なんです。下流が危ないから、私らはこんな大雨が降ったときに我慢しなけ

ればいけない。つかっても仕方がないということで、涙目で訴えられたことを今でも覚えておりますけれども、非常にやるせない思いをされたわけなんです。

そういう水害がなくなるように、水害・内水対策を、下流の整備をきちんとしていって、水を流しても大丈夫なようにしていくというのがとても大事なことではないかと思うんです。100%完璧になるということは、自然との戦いですので、なかなかそれは望めないかも分かりませんが、水害はほんの 1 cm、2 cm の水の高さで被害が大きくなる。畳の上までつかりますと家財道具がみんな駄目になってしまう、壁もみんな落ちてしまうというような状態になります。ですから、少しでも水量を低くして、そして被害を少なくする、そういう工夫が必要なのではないかと思うんです。

那賀川の水害対策について平成26年以来、どのように進んでいったのか。そして、こういうところはできているけども、これからというのもあると思うんですけれども、水害対策についてお尋ねしたいと思います。

披田河川政策課長

達田委員から、那賀川の改修について御質問を頂きました。

河川改修につきましては、まずは河川から洪水が町中へ広がって被害を及ぼすことを防ぐため、無堤地区の解消を目指して鋭意進めているところでございます。

委員お話しの那賀川につきましては、那賀川水系河川整備計画に基づき洪水を安全に流すための対策として、先ほど申しましたとおり無堤地区の解消を進めているところです。

これまで、十八女大橋下流の国管理区間につきましては平成26年以降、平成28年に深瀬地区について延長約0.8kmの堤防、また令和4年には加茂地区、支川を合わせて延長約1.8kmの堤防が完成するなど順次整備を進めた結果、現在の無堤地区は、持井橋周辺の持井地区を残すのみとなったところです。

このためさきの本会議において、沢本議員からの御質問にお答えさせていただいたところですが、国管理区間では、残る持井地区の堤防整備に向けて用地取得を進めるとともに、十八女大橋上流の県管理区間についても、十八女地区の築堤工事を進めるほか、今年度から水井・大井地区において測量調査に着手してまいります。

達田良子委員

財産、命に関わる問題ですので、人的な被害がなかったというのが奇跡ではないかなと思えるような災害でした。

ちょうど東日本大震災の時に何回か東日本に通って、原発の事故がありましたので津波被害で全然手付かずの状態に残っていた所を現地の方に見せていただいたんですけれども、ものすごく悲惨な状況でした。

こんなにひどいことになるんだなと思って帰ってきて、しばらくたってから那賀川水系の水害でも同じような景色だったので、水の被害というのはどこで起きても同じ風景になるんだということを痛切に感じました。

とにかく道路も家もみんなどろどろになります。本当にどろどろになったところに、市の社会福祉協議会の方がボランティアさんを動員してくれて、そしてお手伝いに行きます。私も大したお手伝いはできないんですけれども、台所用品の泥洗いとかをさせていただき

ました。こんなことは二度と起きてほしくないという地域の住民の方、そして高齢者の方は、逃げようといってもこんなになったら逃げられないということで、水が来るのがものすごく早かったということなんですよ。ですけども、2階へ上がったとかして命は助かったということでごさいます。

ですから、まず命を守ることが第一なんですけれども、先ほどおっしゃいましたように河川の改修をしなければならない所、それからこういうふうな工夫をすれば軽減されるのではないかとすることがありましたら是非取り組んでいただいて、一日も早く被害が軽減できるようにお願いしたいと思います。

徳島県が作っております治水及び利水等流域における水管理条例というのがあります。それに基づいて管理計画が作られていますが、30年のスパンで計画に基づいてしていくということで、私たちにも非常によく分かる書き方をしていただいているんです。この中には那賀川の深瀬地区の堤防整備を実施したことや、長安口ダムを改造したことなど、いろいろ書いてくれております。ただ、いろいろと整備しましても、結局水がたまったときに排水してくれない、新しい設備ができて排水してくれないとなりますと、以前と同じようにつかっても仕方がないことになってしまうわけなんです。

ですから、下流域の堤防整備でありますとか、今は一生懸命やっただいていて昔とは大分違う様相になっておりますけれども、やらなければいけない所をどんどん進めていただきたいと思います。

そして那賀川の近くに、岡川や桑野川とかがあるんですけれども、ここも水害がよく起きております。無堤地区もありますし、どういうわけか大水になりました時に、地下を通って水がどんどん吹き出してくる所もあったんです。そういうことで水害がどこで起きるか分からないような状態ですので、堤防整備であるとか、また樋門の管理は事前委員会でお尋ねしたんですけれども、立派なものもできて、きちんと管理ができないとヒューマンエラーで水害になることもありますので、是非そういうことが起きないように連絡体制をきちんとしていただきたいと思います。

それで1点、事前委員会でお伺いした樋門の管理で、どんどん連絡をしていって、最終管理をする方、閉めたり開けたりする方のところに行くわけなんですけれども、最終の方がきちんとできましたという報告はどこにされているのでしょうか。

披田河川政策課長

達田委員から、樋門の操作について最終報告を確認しているのかという御質問ですが、管理している樋門等については、日報で把握しております。

達田良子委員

樋門とかの管理についてはそれぞれ所管が違うところがありますので、最終的にきちんと連絡が行っているのか、それが分からないところもあるんですけれども、何年か前に管理する方が留守にしていた時に大水が出てしまったということもあったわけなんです。その時に代わりの方が行ってきちんと管理ができるようにするとか、そういう体制ができているのかという、本当に細かいことなんですけれども、それをきちんと把握しておく、そしてきちんと連絡をしていくということが、いざとなるととても大事なことだと思います。

ので、その点、是非連絡体制をきちんとしていただきたいと思います。

それと樋門とかの管理をされている方にお伺いしますと、高齢になって昔みたいには一っと走っていけないというような方もおいでるんです。ですから、いざというときに体力的に素早く行動できるような人に代わってもらいたいというお話も聞きますけれども、地域で人がなかなかいませんので、そういう方々が責任を持ってやってくれているんです。そういう管理する方の体制も更新していかなければならないのではないのでしょうか。

披田河川政策課長

ただいま達田委員から、樋門監視員について御質問を頂きました。

確かに高齢化が進んでいるところではありますが、引き続き、後任の方を御紹介いただきながら管理してまいります。

また、樋門監視員は、当然一人ではなく複数人を考えており、第 1 位の方に連絡が繋がらなかった場合には第 2 位の方へ連絡し、それでもつながらない場合は直接、県の職員が操作するようにしております。

達田良子委員

そういう連絡体制もきちんとしていただきたいと思います。

先ほど、まちづくり構想のことでお話でしたが、意見として言わせていただきますが、まちづくり構想にそぐわないからという理由で、計画していたことがやめさせられるのかなと非常に不思議に思います。

それから、これからのルールづくりというんですけれども、そのルールを作って、このルールに合っているかどうか、合っていないとさせてもらえないなら、それこそ先ほどおっしゃっていましたが検閲になっていくのではないかなと思うんです。県民がいろんな思いを自由に表現できる、そういう状況を作っていただくことが一番大事なのではないかなと思います。是非その点、縛るのではなくて開放してオープンにする、情報もオープンにする。皆さんが自由に活動できるような、そういう徳島県にしていきたいと思いますということをお願いして、終わります。

竹内義了委員

まず展覧会のことについて少しだけお伺いしたいと思います。

事前委員会の中でも、最後に部長からルールづくりを進めていくというような旨の御発言もありました。

にぎわいづくり協議会と議論を重ねていくということでしたけれども、現段階でにぎわいづくり協議会との協議は進んでいるのでしょうか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

ただいま竹内委員から、万代中央ふ頭ににぎわいづくり協議会とのことについて御質問を頂きました。

今後の取組といたしまして、長年、信頼関係を築いてまいりました万代中央ふ頭ににぎわいづくり協議会をはじめとする関係者の皆様と今回の要請に至った経緯をしっかりと検証

した上で、万代中央ふ頭を目指す理念に沿った、きめ細かなルールづくりを進めてまいりたいと考えております。

ルール策定の具体的な完了時期や期限については現時点で定まっておりますませんが、これを契機として民間事業者が利用しやすく、県民が安心して穏やかに利用できるようなルールとなりますよう、まずは万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様や関係者を含め、十分に話し合い、議論を進めていきたいと考えております。

今回こういったものが問題で、こういったルールが欠けていたのかというところを検証し、倉庫利用に当たっての具体的な申請手順やルールづくり、明確化を図ってまいりたいと思います。

竹内義了委員

現段階では、その話し合いは行われていないということで解釈しますけれども、今日何点かルールづくりについて達田委員も、岡委員も触れられたんですけれども、極めて難しくなるだろうなという感触です。

こういう事案を契機にルールを作っていくということになれば、どうしても規制を強化していくような方向になってしまうのではないかと。大体がそうなので。規制を強化していくと、あそこの空気感、みんなが楽しく集まって、これから緑化も進んで、いろんな方が集まってにぎわいを創っていくという、その空気感が損なわれていくだろうなという懸念を持っています。

ですからルールづくりというか、幾らかの決まり事は作るべきなのかも分かりませんが、現状としては占用申請と、それに基づく覚書や報告義務があって、事前に報告することという手続で僕は十分だろうと思っています。ある程度、占用者や所有者の裁量に任せて、あそこの空気感を大事にしながら、いろんな方が集って、いろんなコミュニティや取組ができるという、その自由な雰囲気を壊してほしくないなと思っています。今回のルールづくりが、変な結果にならないようにと思っています。

占用者と所有者の判断で、裁量に任せていろんなイベントをしていくときに、前回もお話になりましたけれども、それも十分に把握ができていないような現状があります。そこは覚書に基づいて周知していく、県に報告していくことも大事だと思います。それをしていく上で、イベントの主催者が、例えば反社会的な行動をイベントですとか、公序良俗に著しく反するとか、県民に危険を及ぼすとか、そういうことではない限り、割とフリーな立場でやっていただいたほうが本来のあの場所のにぎわいを創っていくという趣旨に合うのではないかと考えています。

これから御意見をいろいろ聞いていくことになりますから、是非、今言ったような意見があったことも踏まえて取組をしてほしいなと思います。そのことは要望として伝えておきます。

午前中、下水道の耐震化、老朽化の更新について達田委員からお話がありましたが、私からは上水道の耐震化と更新について少しお聞きしたいと思います。

今朝も青森で大きな規模の地震がありました。常日頃言われているように地震大国ですから、インフラの老朽化の更新と、とりわけ水道の耐震化を進めていくというのは本当に大事な課題だろうと思っています。

これまでいろいろな報道等で目にしていますけれども、徳島県の上水道、水道施設の耐震化や管路の更新率は、全国的に見ても非常に低いレベルだと認識しています。

2024年4月から水道事業、水道管理予算について、国土交通省に移管されました。国土交通省に移管されて予算的にも技術的にも、これまでの知見、ノウハウも含めて相当前に進んでいくんだらうなという期待感がありましたけれども、現状としては余り、これまで以上に明確に進んでいくという感じには見えていません。

そうは言いながらも、県土整備部で本年度から新たに水道施設の強靱化支援事業として重要な給水拠点となる配水池の耐震化や市町村へ予算的な支援も始めたということで、これについては個人的にはかなり評価しています。

まず拠点整備という考え方は理解をしますけれども、水をそれぞれの地域に届ける配水管、水道管の耐震化も急がれる課題だろうと思います。

水道事業は基本的には市町村が事業収入で賄うという仕組みになっていますから、なかなか予算的には大変ですし、現状として県内各自治体で大きく人口減少が進む中で事業費、更新費の確保も難しくなっている状況がございますので、そういう意味では国の予算的な支援、県の支援は極めて大事になってくると思います。

ですから、配水池の耐震化に対する予算的支援のような事業が、これからものすごく重要になってくると思っていますので、それを踏まえて何点かお聞きします。

徳島県内の上水道における管路の耐震化率は向上しているのかどうか、まずこれについてお伺いしたいと思います。

細岡水環境整備課長

ただいま竹内委員から、県内の上水道における主要な管路、基幹管路の耐震化がどのようになっているかと御質問を頂きました。

水道統計によりますと、徳島県内における上水道の基幹管路の耐震化、これが適合している率でございますけれども、令和6年度末において29.8%、前年よりは0.6ポイント増加しているところでございます。

竹内義了委員

29.8%で0.6ポイント増ということで、耐震化については向上していないという捉え方でもいいと思いますけれども、十分進んでいないということだろうと思います。

もう一つ、今、基幹管路、主要管路の非耐震管といいますか、いわゆる耐震基準に適合していない管路がどの程度、現状として存続しているのか、把握されていたら教えていただきたいと思います。

細岡水環境整備課長

ただいま竹内委員から、耐震化が進んでいない基幹管路がどれぐらいあるかという御質問を頂きました。

耐震化が進んでいない基幹管路につきまして、県内全体で基幹管路の延長が約1,300kmございますが、そのうち耐震化が適合していない管路は約910kmとなっております。

竹内義了委員

相当数が残っている状況ですので、何らか大きな規模の地震があったときに壊れてしまいかねないということで、そのエリアの生活そのものが著しく低下するということになりますから耐震化を進めていってほしいですし、進めていくように努力をしていただきたいと思います。

昨年度から予算化しました配水池への支援ですけれども、予算が付いたことによってどの程度前に進んでいくのか、配水池の耐震化の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

細岡水環境整備課長

ただいま、配水池の耐震化の進捗についての御質問を頂きました。

配水池の耐震化の支援につきましては昨年度、県独自の支援制度を設けたところでございまして、昨年につきましては二つの市が耐震化を行っておるということで今年度約1,200万円ずつ、2,400万円の補助を行うことになっております。

竹内義了委員

その事業予算を使ってそれぞれの町で進んでいくと。今後、何年間か対応される事業だと思っていますので、是非予算的にも広げていただいて、いろんな市町で対応ができるように取り組んでほしいと思います。

非常に重要で効果があると思っていますので、そういうことも含めて、配水池だけではなく管路の耐震化に予算を増やしていくべきだろうと思いますけれども、管路の耐震化支援について今後、対応していく考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

細岡水環境整備課長

ただいま竹内委員から、管路の耐震化を今後どう進めていくかという御質問を頂いたところです。

水道事業におきましては、事業主体である市町村は上下水道耐震化計画に基づき、避難所や医療機関などの重要施設への基幹管路の耐震化を計画的に進めているところでございます。一方、人口減少に伴う料金収入の減少や技術職員の不足など、様々な課題を抱えているものと認識をしております。

このため県といたしましては、耐震化に必要な予算や財源の確保に向け毎年国に対して政策要望を行うなど、市町村の財政負担軽減に取り組んできたところでございます。

また能登半島地震においては配水池が応急給水拠点施設となり、給水車によって避難所へ給水するなど重要な役割を果たしたことや、耐震化が進んでいた配水池は被害が軽微であったことが確認されたことから、この教訓を踏まえて昨年から災害時の応急給水拠点となる配水池を対象とした独自の支援制度を創設したところです。

今後とも水道の耐震化が着実に進むよう担当者会議などを通じ、国と市町村との調整や技術的助言を行いながら、事業主体である市町村にしっかりと寄り添ってまいりたいと考えております。

竹内義了委員

配水池の耐震化の成果を踏まえていただいて予算の拡張を、管路について耐震化を進められるような、市町村が取り組めるような予算措置を是非お願いしたいと思います。国に対しては強く要望するだけでは足りないぐらいだと思いますけれど、しっかりと国に対して強く求めていった上に、県としても今回のような独自で対応できる予算の確保をお願いしたいと思います。

全国の漏水事故や水道管の破損事故は年間 2 万件を超えています。どんどん壊れていく、いろんな町で大規模な漏水事故が起こっているのが報道されて慌てるような状況です。普段、水道管は目に見えませんか、みんながほとんど普通の暮らしでは思っていない、忘れていくような状況だろうと思います。何かがあったときに緊急的に修繕して、また土に埋めますから、事故自体が忘れ去られていくような傾向があります。

ですから、そういう意味では今おっしゃっていただいたような数字、どのぐらいの耐震化が進んでいて、どのぐらいの量の非耐震管が残っているというようなことを広く県民に周知していただいて、それぞれの町でどのような状況なのかというのを考えていただく機会を作っていかなければいけないと思います。世論も巻き込んでしっかりと国がここへ予算を充てていかないと、追いつかないのではないかなと思っています。

水道管の延長が全国で 74 万 km ありますけれども、法定耐用年数の 40 年を超えている水道管を使用している率が 23.6%、これからどんどんその数字は上がっていくだろうといわれています。今のままの更新のスピードでやっていると、130 年ぐらいのスパンで更新の時間が掛かるというような統計データもあります。耐震化を進めるということは管路を更新していくことです。南海トラフ巨大地震も懸念されますから、県を挙げて管路の耐震化を進めていくべきだろうと思います。

先ほど御答弁の中で触れられましたけれども、人員不足、とりわけ技術系職員の不足で、それぞれの自治体は本当に困っています。人口減少によって、水道事業収入で水道管を更新していくという、これまでの事業の流れは見直さなければいけない時期に来ていると思いますけれども、なかなか市町村だけではそのことは難しいと思っています。十分県がリーダーシップを取り、市町村と連携し、国に対する要望も強めていただき、何とか予算を捻出していきながら、それぞれの市町村が耐震化に取り組みやすいような予算の確保を是非お願いします。

技術系職員の不足というのは深刻だろうと思いますので、それぞれの水道事業体で、例えばアセットマネジメントなど、いわゆる資産管理ができなくなるのではないだろうかと懸念しています。先輩方が退職されたら、水道管がどこに、どの程度のものが埋まっているのかさえも分からなくなってきていますので、そうした意味では本当に強い支援が必要だろうなと思っています。

先ほども言いましたけれども、県民への周知を含めて理解を深めていく、予算の確保にしっかりと取り組んでいただく、そういうことを求めまして終わります。

川真田琢巳委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

立川議員から発言の申出がございました。委員外議員の発言については、議員一人当たり 1 日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね 15 分とする申合せがなされております。

まず、立川議員から趣旨の説明をお願いします。

立川了大議員

万代中央ふ頭における展覧会中止問題についてお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

川真田琢巳委員長

委員各位にお諮りいたします。

立川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、立川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

立川了大議員

時間が限られておりますので、お答えは端的にお願いをして質問を始めたいと思います。初めに、私の本会議での質問に対する答弁について確認させてください。

6 月 8 日の四国放送で、過去にも 2023 年度に合法大麻に関するブースを出店しようとした際、中止を要請したケースがあると報道されております。これ以外について覚書を根拠として中止要請した実績をお聞きしたのでありますが、これまでにはないという御答弁でございました。

では、四国放送に対して県土整備部長が説明した、過去にも 2023 年度に合法大麻に関するブースを出店しようとした際、中止を要請したケースがあるというのは、覚書に基づく指示・要請なのかをお答えください。これがまず 1 点目です。

2 点目、覚書に基づく指示・要請であれば、その指示や要請が口頭なのか、文書なのか、そしてその指示又は要請内容、その指示・要請を実施した後のイベント主催者への対応について御答弁ください。

3 点目、もし覚書に基づく要請を出さずに合法大麻のイベントが中止されたとするならば、それはどのような手段でなされたのかを具体的に教えてください。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

ただいま立川議員から、まず 1 点目が要請の事例、覚書に基づく要請なのか。2 点目が口頭によるものか、文書によるものか。そして 3 点目が覚書に基づく要請でないならばということで、その 3 点の御質問を頂いたかと思えます。

順にお答えしてまいります。過去の事例につきまして覚書に基づく要請は過去にありませんが、過去の事例として令和 5 年 11 月に第一倉庫でのテナントにおいて、大麻類似成分含有商品が販売されていた事案がございました。それは覚書に基づく要請を行ったものではございません。ですので、2 番目の覚書に基づく要請であれば口頭か、文書かというこ

とにつきましても、これは覚書に基づく要請ではございません。

3 点目、その場合にどのように対処したかということですが、具体的には令和 5 年 11 月に第一倉庫において出店したテナントで大麻類似成分の含有商品が販売されていたものであります。当該店舗へ厚生労働省の立入りがあり、大麻類似成分を含む商品を回収したという情報を入手したこと、その後も大麻類似成分含有商品の販売が続けられていたこと、そうしたことから港湾管理者としての対応について、まず検討を行いました。

販売されておりました商品は当時的大麻非該当の製品ではあったものの、万代中央ふ頭規制緩和運用指針に照らし県所有地での販売は不適切であると考えたことから、同運用指針に基づき万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会に同店舗の出店検討の依頼を行ったところでございます。協議会での検討の結果、協議会会長から倉庫利用者に対し出店内容を検討するよう依頼、そして最終的には令和 6 年 1 月に同店舗が撤退したものでございます。

立川了大議員

次にいきます。

県港湾政策課の村上課長は 6 月 8 日、徳島新聞の取材に対し、会場所有者に展覧会での使用を認めないよう求めた県の要請が守られない場合は、県有地の占用許可に必要な契約行為を続けることが難しくなるとの見解を示したとの記事について質問させていただきます。

これも本会議の答弁におきましては、徳島新聞の取材に対してのコメントであり倉庫所有者に言ったわけではないとのことでございますが、倉庫所有者に対して発言することは、これは論外としても、新聞記者さんに対してもこのように言うことにより、県民には徳島県の行政指導を守らないと不利益を与えるぞという明確な姿勢だと県民が受け取るかもしれないということは想像できなかったんでしょうか。このようなコメントを言うこと自体が県民の萎縮を生み、県行政手続条例に違反するおそれが、ないとは考えないのでしょうか。御見解をお聞かせください。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

立川議員から、村上課長の発言についてということで御質問がございました。

新聞報道にありました発言につきましては、要請の相手方である倉庫所有者に対して発言したものではありません。

これは新聞社からの発言になりますが、仮に覚書の条項が守られなかった場合、占用許可が取り消されるような取決めはあるのかといった仮定の取材に対しまして、課長から、普通はお互いに納得したこういった契約行為を守らないということは、なかなか続けることは難しくなっているところはあるでしょうねという一般論としてお答えしたものであり、今回のことについて直接言及したものではありません。

立川了大議員

そこは聞いていません。

そこまでに至る流れのことは説明させた上で見解を、県行政手続条例に違反するおそれがないという考えはないのかという見解をお聞きしたんです。もう一度、御答弁をお願い

します。

川真田琢巳委員長

小休します。（13時54分）

川真田琢巳委員長

再開します。（13時55分）

村上港湾政策課長

立川議員からの御質問で、行政手続に違反していないかという御質問でございます。

先ほどの新聞社への回答につきましては、先ほど丸岡課長の申したとおりでございます。手続に関しましては、今回の展覧会が開催を予定されていた倉庫は、本来であれば条例上認められない倉庫以外の利用を、まちづくりに資する場合に限り、特別に条例に基づいて占用許可をしているというところでございます。その中で規制緩和運用指針を適用するとともに、運用指針に基づいた覚書を締結することにより、万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に沿ったまちづくりを担う事業者厳選した上での倉庫以外の利用を特別に認めているというところでございます。

今回の要請は万代中央ふ頭規制緩和運用指針に基づきまして、お互いに合意して締結した覚書の第8条に基づき、倉庫所有者に対し本展覧会の開催場所として使用を認めないよう要請を行い、倉庫所有者から主催者にお断りいただいたというところでございます。

立川了大議員

次にいきます。

これも本会議におきまして、知事は5月28日、倉庫所有者へのヒアリングを実施したところ、展示内容の確認及び報告が遅れてしまったため、今から主催者に断りを入れるのは困難であり、展覧会が開催されることにより万代中央ふ頭の印象がどうなるか心配といった意見をお聞きしたと答弁されました。

この倉庫所有者が心配だとして県に話した趣旨は、展覧会の開催による印象の悪化なのか、展覧会を開催することによる県からの倉庫所有者への不利益処置をおそれてのことなのか、明確に御答弁ください。

川真田琢巳委員長

小休します。（13時57分）

川真田琢巳委員長

再開します。（13時58分）

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

立川議員から、倉庫所有者へのヒアリングの結果についての質問を頂きました。

5月28日に倉庫所有者へヒアリングを実施したところ、展示内容の確認及び報告が遅れ

てしまった、今から主催者に断りを入れるのは困難、展覧会が開催されることにより万代中央ふ頭の印象がどうなるか心配といった意見をお聞きしたところでございます。

立川了大議員

では最後に一つ質問して、お答えしていただいて終わりたいと思います。

急なので答えられないかもしれないですけど、これも本会議において、本展覧会が万代中央ふ頭のまちづくりや活性化に直接つながるものではないとの結論に至ったとの答弁も繰り返されておりまして。

これまで万代中央ふ頭におけるイベントにおいて、万代中央ふ頭規制緩和運用指針で、目標として掲げたにぎわいづくりに資する、あるいはまちづくりや活性化につながるものが事前の計画で判断できた事例を 5 件、挙げてください。

これは事後的な判断ではなく、事前の計画や告知段階で県が判断していた事例で御答弁をお願いしたいと思いますが、これは急に言ったことなので今、分からなければ後で報告していただきたいと思いますが今、分かるか、分からないかだけでもお答えいただけたらと思います。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

立川議員から今、運用指針に照らして認めた事例 5 件ということで御質問を頂きました。

覚書に基づく要請は過去にこれまでないということをお伝えして、先ほどお答えしましたが、過去の事例として 1 件、先ほどの大麻含有商品のものがあつた。認めた事例 5 件については、今のところ直接お答えできるものはありません。

立川了大議員

今お答えできないということだったんですけど、あるんだったら、また後で報告をください。これで質問を終わります。

川真田琢巳委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

県土整備部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

（「議案第 1 号異議あり」と言う者あり）

それでは、議案第 1 号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号、令和 8 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を除く県土整備部関係の付託議案については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号を除く県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第 1 号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 10 号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

請願第 19 号、徳島小松島港の「特定利用港湾指定」同意の撤回に関する請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

神原県土整備部長

請願第 19 号につきまして、御説明申し上げます。

特定利用港湾とは、国家安全保障戦略に基づき、自衛隊や海上保安庁が、平素から必要な港湾を円滑に利用できるよう、国とインフラ管理者との間で枠組みを設けるものであります。

県におきましては、国から円滑な利用に関する枠組みの確認依頼を受け、関係 2 市や港湾利用者との意見交換を経た上で、公的機関及び民間企業等の活動に支障が生じることがないようにすることをはじめとした要請を申し添えて回答し、去る令和 8 年 4 月 8 日、徳島小松島港が特定利用港湾に追加されたものでございます。

請願第 19 号に関する説明につきましては、以上でございます。

川真田琢巳委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

山西国朗委員

これまでも、自衛隊や海上保安庁は民間の港湾を利用しており、今回の特定利用港湾の指定によっても、自衛隊や海上保安庁による平素の利用に大きな変化はないとされています。

また、本件につきましては、指定に先立ち国から説明が行われ、徳島県議会においても議論してきた経緯があり、既に国による指定が行われている状況にあることから、今後は指定の是非を改めて論ずるよりも、その運用が県民の安全・安心の確保に資するものとなるよう注視していくことが、現実的かつ建設的であると考えられます。

むしろ、平素からの連携により、南海トラフ地震などの災害発生時、大型船舶を用いた緊急物資輸送や医療支援が迅速かつ確実に行えるようになるなど、県民の生命と財産を守る上で極めて大きなメリットがあろうかと思えます。

よって、本請願については不採択でお願いしたいと思えます。

達田良子委員

特定利用港湾というのは、軍事的位置付けを持つ港になってしまいます。今の世界情勢から言いましても、軍事的に位置付けられた施設というのは攻撃目標になるという非常に危ない状況になるわけでございます。

ですから、本当に戦争だけは嫌ですという思いの方々が出しておりますので、是非県民の願いを受け止めて採択をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

川真田琢巳委員長

それでは、御意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第19号

これをもって、県土整備部関係の審査を終わります。

以上で、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時12分）